

佐賀県告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十三年一月十八日から平成二十三年二月十七日まで佐賀県交通政策部道路課及び鹿島土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月十八日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 嬉野川棚線	嬉野市嬉野町大字不動山字川平甲二七七六番一地从先から 嬉野市嬉野町大字不動山字川瀬甲三〇八五番一地从先まで	平成二三・一・一八